



吉田町子ども医療費助成のご案内



平成30年10月1日から子ども医療費助成制度が拡大します！

対象者・自己負担額

※保護者または子どもの住所が吉田町にあり、健康保険に加入している子どもが対象(婚姻している者を除く)

		改正後 (平成30年10月診療分～)	改正前
対象者	通院	18歳に達した日以後の最初の3月31日まで	中学3年生まで
	入院		
自己負担額	通院	無料 (食事療養費標準負担額も助成対象)	無料 (食事療養費標準負担額も助成対象)
	入院		

【 子ども医療費受給者証の申請について 】

新たに助成の対象となる、平成12年4月2日から平成15年4月1日までに出生したお子様をお持ちの保護者様へ吉田町子ども医療費受給者証交付申請書を送付します。

申請される方は、平成30年8月17日(金)までに以下の持ち物を持って、役場子ども未来課で手続きをしてください。

申請書提出時の持ち物

① **吉田町子ども医療費受給者証交付申請書**

※ 別紙の「記入例」を参考にし、記入・押印の上、提出してください。

② **お子様の健康保険証のコピー(申請書の裏に貼付してください)**

③ **みとめ印(スタンプ式の印鑑は不可)**

④ **平成30年1月2日以降に吉田町へ転入した方のみ、保護者様の
「平成30年度課税証明書」**

※ 平成30年1月1日時点でお住まいの市区町村で発行の「平成30年度課税証明書」を御持参ください。

【 助成について 】

医療機関等に受診した際、「吉田町子ども医療費受給者証」を医療機関等の窓口へ提示すると、町が健康保険診療分の自己負担金を助成します。

受給者証を使用する場合は、健康保険証も一緒に医療機関の窓口へ提示してください。

留意事項

- 健康保険証がない場合、受給者証は使用できません。
- 健康保険診療の対象外の費用(入院等証明書代・特別室に入室した場合・特別なサービスを受けた場合・健康診査料・予防接種・容器代など)は助成されません。
- 入院等により、高額療養費が発生した場合、町が被保険者(保護者等)に代わって手続きをします。手続きには、被保険者(保護者等)の委任状等が必要となりますので、該当者には書類を郵送します。
- 「吉田町母子家庭等医療費助成金受給者証」や「吉田町重度障害者(児)医療費助成金受給者証」をお持ちの方は、そちらの受給者証を優先してください。
- 静岡県外の医療機関では、受給者証は使用できません。県外で医療機関を受診した場合は、申請により、助成(償還払い(後日払い戻し))が受けられます。
- 学校管理下におけるケガ等によりスポーツ振興センターの災害給付制度が適用される場合、こども医療費受給者証は使用できません。

償還払い(後日払い戻し)について

- 下記のようなときは、償還払いの申請手続きを行ってください。

- ①受給者証を受け取る前に受診したとき
- ②静岡県外の医療機関等で受診したとき
- ③補装具にかかわる費用、保険給付に準じて行われるはり灸師の施術を受けたとき
- ④未熟児養育医療、育成医療、療育医療及び小児慢性特定疾患治療研究事業の公費負担医療制度において徴収された一部負担金があるとき
- ⑤吉田町母子家庭等医療費助成及び吉田町重度障害者(児)医療費助成の入院時の食事療養費、自己負担金があるとき
- ⑥その他受給者証を提出しないで受診したとき

- 申請の期限

受診した日から1年以内。(受診した月の翌月に、その1か月にかかった医療費をまとめて申請してください。)

- 申請先

平日:こども未来課(役場5階) 日曜開庁日:福祉課窓口(役場1階)

～申請に必要なもの～

- ①受給者証 ②印鑑(みとめ印) ③健康保険証のコピー(受診したお子様の保険証)
- ④領収書(受診したお子様の氏名・受診日・保険診療分の金額・病院の印が明記されているもの)
- ⑤保護者の金融機関の通帳またはキャッシュカード(金融機関名・番号・名義人の確認のため)
- ⑥その他(医師の指示による補装具、眼鏡等がある場合・医師の補装具必要証明書・業者の代金領収書の写し・保険給付の額が確認できる書類)

受給者証を返却するとき

- ①町外へ転出するとき
- ②健康保険の資格がなくなったとき

※受給資格がなくなった後に受給者証を使用した場合は、助成した医療費を町に返還していただきます。

<問合せ先>

吉田町こども未来課(役場5階)

(電話)0548-33-2153